相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市作原町九二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松島　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

栃木県足利市助戸三丁目四番地一三　奥澤利夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長壁　孝広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県龍ケ崎市松葉三丁目一番地二一、最後の住所埼玉県越谷市蒲生二丁目一三番二二号ライフピア越谷南六〇二

被相続人　亡　市村　**隆樹**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

事務所埼玉県八潮市大瀬一―一〇―一二大山ビル三〇二　八潮総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金内　隆政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋馬喰町一丁目三番地三、最後の住所埼玉県さいたま市中央区上落合四丁目二番一六号

被相続人　亡　白井千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目一〇番地シンテイ大宮ビル五階オレンジ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　片山　輝伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都昭島市つつじが丘二丁目六番、最後の住所東京都昭島市つつじが丘二丁目六番二一―五一一号　被相続人　亡　杉野富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

事務所東京都調布市布田二丁目三五番一号石原ビル二階シャローム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井堀　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県吉田郡永平寺町松岡葵三丁目三五番地、最後の住所福井県吉田郡永平寺町松岡葵三丁目三五番地　被相続人　亡　三勢　英俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

事務所福井市順化一丁目二四番四三号ストークビル福井一番館四階　岩本・上坂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上坂　篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県千曲市大字桑原一六〇七番地口、最後の住所長野県千曲市大字稲荷山五〇五番地の九　被相続人　亡　竹内　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

長野県長野市県町四六〇番地二号長教ビル一階

相続財産管理人　弁護士　山内　孝次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県瑞穂市本田一三一五番地六、最後の住所岐阜県瑞穂市本田一三一五番地六

被相続人　亡　野々村千恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

事務所岐阜市秋津町八番地二クニシマビル一階　山田貞夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　貞夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市津島町四丁目二五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

岐阜市京町一丁目九番地一山﨑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山﨑　則和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市北区大曽根四丁目八〇六番地、最後の住所愛知県半田市旭町五丁目三番地の一レインボー旭町壱番館一〇五号

被相続人　亡　橋本　幸忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

愛知県半田市昭和町三丁目一番地平成ビル五C号室

相続財産管理人　弁護士　青木　透

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市城東区新喜多一丁目五七番地六、最後の住所奈良県宇陀郡御杖村大字神末四三二九番地の五六

被相続人　亡　副島　信次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

奈良市花芝町九番地の二　川﨑ビル　川﨑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川﨑　祥記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県那賀郡三隅町大字上古和八二六番地一、最後の住所不詳

被相続人　亡　三浦久三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十八日

島根県益田市東町三三番九一号

相続財産管理人　田**原**　良隆

第66期決算公告

平成30年5月18日　東京都墨田区押上二丁目8番2号

株式会社富士ボルト製作所

代表取締役社長　山﨑富士夫

貸借対照表の要旨　（平成30年2月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	893,511	流動負債	217,434
固定資産	508,756	（賞与引当金）	(2,501)
		固定負債	1,467,977
		（退職給付引当金）	(43,859)
		株主資本	△304,416
		資本金	18,000
		利益剰余金	△322,416
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	△352,416
		（うち当期純損失）	(349,118)
		評価・換算差額等	21,272
		その他有価証券評価差額金	21,272
資産合計	1,402,267	負債・純資産合計	1,402,267